

# 玉東町デジタル田園都市国家構想 総合戦略策定支援業務

## 公募型プロポーザル実施要領

令和6年2月  
玉東町

※本公募は令和6年3月議会定例会における令和6年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続を行うものである。このため、令和6年度当初予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うとするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上応募すること。

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名称

玉東町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務

### (2) 業務目的

本業務は、「玉東町まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年3月策定）が令和7年3月末に期間満了となるとともに、国が策定した「まち・ひと・しごと総合戦略」が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」へと移行し令和4年12月23日に閣議決定したことを受け、令和元年度に策定した「玉東町人口ビジョン」の更新及び「玉東町デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）」策定支援業務を委託する。策定にあたっては、「第6次玉東町総合計画」をはじめとする各種既存計画との整合性を図りながら、町民・事業者等が主体となるまちづくりを推進するための総合的かつ計画的な行政運営の指針を考慮する。令和7年度を初年度とした次期総合戦略を策定するにあたり、民間の豊富な経験と高い専門性を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月1日

### (5) 契約限度額

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 2. 参加資格

次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 国及び地方公共団体の業務で同種・同様の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 玉東町の入札参加等における指名停止を受けていないこと。
- (4) 事業の企画提案、関係機関等との調整等、総合的運営が可能であること。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制化にないこと。

### 3. スケジュール

参加申込受付期間	令和6年2月9日（金）～令和6年3月15日（金）
質問書の受付期間	令和6年2月9日（金）～令和6年3月15日（金）
提案書類の提出期間	令和6年2月9日（金）～令和6年4月15日（月）
選考委員会開催日	令和6年4月中旬（予定）

※提案書類の受付締め切り後、速やかに実施し、最優秀業者を決定予定。

### 4. 参加申込

本件に参加を希望する者は令和6年3月15日（金）までに「玉東町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託プロポーザル参加申込書」（様式1）により、後述の問い合わせ先に持参、FAX、電子メール、郵送（必着）のいずれかの方法で申し込みを行うこと。

### 5. 参加申込後の提出書類

町が定めた仕様書をもとに次の書類を提出すること。提出書類は可能な限りA4またはA3サイズにすること。

- ①提案書鑑（様式2）
- ②会社概要（様式3）
- ③業務実績（様式4）

過去10年間の同種業務（国、県、市町村が策定する各種計画の策定支援業務）の実績を記載すること。ただし、記載に当たっては実績全てを網羅しなくても可とする。

#### ④業務実施体制（様式5）

本業務に従事する業務責任者等を記載すること。

#### ⑤提案書（様式任意。ただし、次の事項を網羅すること。）

- I 提案者から見た玉東町の特徴
- II 今回の業務委託に関する意欲
- III 仕様書に記載する業務の詳細な進め方
- IV 仕様書に記載する業務内容以外の追加提案業務の実施事項  
（「IV」については、追加提案業務がなければ記載不要）

⑥事業実施スケジュール（様式任意）

⑦見積書及び積算内訳書（様式任意）

本業務を行うにあたり、必要とする額を記載すること。

記載する額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。

6. 書類（提案書一式）の提出部数

原本（正）1部、副本（写）4部を提出すること。

7. 書類（提案書一式）の提出期限等

令和6年4月15日（月）

提出は持参または郵送（必着）による。ただし、郵送により提出する場合は、書留等により行うこととし、提出期限までに町に到着したものを有効とする。

8. 質問等の受付、回答

質問等は、文書（様式6）により持参、郵送、FAX、電子メールの方法で行うこと。受付期間は令和6年3月15日（金）までとし、受付期間までに寄せられた全ての質問に対し電子メール又はFAXにより一括回答を行う。

9. 審査事項、業者の選考方法

提出書類について、町で別途設置する選考委員会において、次の評価項目を判断基準とし、審査を行い、最高評価となった者を選定する。

ただし、契約の段階において、その者が参加資格を満たさないことが判明した場合は、第2位の評価となった者を選定する。

採点項目	配点
次期総合戦略策定に対する基本方針	/10
町を取り巻く環境、町の現状の調査・分析への取り組み方針	/10
町の現実的な将来を踏まえた調査・分析への取り組み方針	/15
町民意識調査に関する取り組み方針（ワークショップの実施等）	/10
各種会議資料の作成支援及び運営支援についての取り組み	/15
デジタルを踏まえた政策の分析・検討についての取り組み	/15
実施体制（人数・経験・迅速性等を考慮する）	/8
同種業務実績（総合計画・総合戦略・アンケート・ワークショップ等）	/7
金額（費用内訳の適格性及び見積もり金額が適切であるか）	/10
合計	100点

(最高得点 100点)

なお、今回の公募型プロポーザルでは参加業者によるプレゼンテーションは行わず、提出書類のみでの選考とするため、選考委員が上述の評価項目（及び評価の視点）で審査できる内容での提出書類の作成に配慮すること。

#### 10. 結果の通知

参加者全員に対し、個々の選定結果のみを郵送で通知する。

#### 11. その他

- (1) 提案に要する一切の経費は参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出後の書類の修正等は原則認めない。ただし、やむを得ない理由等により、町の承諾を得たものについては、その限りではない。
- (3) 提出書類の著作権は提出者に帰属するものとするが、本プロポーザルの手続き及び事務処理に必要な場合に限り、玉東町が提出書類の複製、記録及び保存を行うことを提出者は承諾するものとする。

#### 12. 本件に関する問い合わせ先

玉東町企画財政課

担当：渡邊

電話：0968-85-3188

F A X：0968-85-3116

E-mail：watanabe-t@town.gyokuto.lg.jp